保育施設利用申込み確認書（同意書）

児童名①		平成・令和　　年　　月　　日生	施設名
児童名②		平成・令和　　年　　月　　日生	施設名
児童名③		平成・令和　　年　　月　　日生	施設名

※第1希望の施設名

以下の内容をご確認いただき、確認欄にチェックの上、署名をお願いします。

		確認内容	確認欄
申込	1	保育施設入所案内の内容をご確認の上、申込みください。	□
	2	保育施設は、保護者が働いていたり、病気などによりご家庭での保育が十分できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とする児童福祉施設です。保育施設の利用には、２号・３号（保育の必要性）の教育・保育給付認定を受けることが必要となります。	□
	3	虚偽の記載や不正な書類があった場合、教育・保育給付認定及び入所決定を取り消します。	□
	4	求職活動を理由とした教育・保育給付認定期間は３ヵ月以内となります。期間を過ぎても就職されない場合は、施設の空き状況によっては退所となる場合があります。	□
	5	妊娠・出産を理由とした教育・保育給付認定期間は出産予定日の８週前の日が属する月の初日から、出産予定日の12週が経過する日が属する月の末日までとなります。継続して利用するためには、別の事由が必要となります。	□
	6	育児休業明けの申込みの場合、入所は職場復帰予定日の前月からとなります。入所申込書の入所希望理由欄に職場復帰予定日を記入の上、申込みください。	□
	7	申込児童の年齢（月齢）が希望保育施設の入所対象年齢を満たしているか確認の上、申込みください。	□
	8	利用手続きに必要な書類は、申込締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、入所選考にかけることができず、不承諾となることがあります。	□
	9	入所選考については、締切日までに申込みのあった中から保護者の就労状況や家庭状況等、対象児童の保育の必要性を総合的に判断し決定します。申込みの先着順ではありません。このため入所決定までは入所の確約はできません。	□
	10	家庭の状況や就労状況等に変更があった場合は、すみやかにご連絡下さい。	□
	11	申込児童について、障害や食物アレルギーなどご心配な点がある場合は、必ず申込時に申し出て下さい。	□
	12	申込みを辞退される場合や申込み内容に変更があった場合は、すみやかにご連絡下さい。	□
	13	希望の保育施設に入所できず待機児童となった場合、翌月以降も継続して審査を行い、入所可能となった時点でご連絡します。	□
入所後	14	各施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に送迎してください。	□
	15	入所後、家庭の状況や就労状況等に変更があった場合は、「施設型給付・地域型保育給付費（保育の必要性）支給認定申請書」に必要書類を添付し、すみやかに変更の手続きをしてください。	□
保育料	16	保育施設の入所は毎月１日付け、退所は毎月末日となります。保育料の日割りはありません。	□
	17	一日も施設を利用しない場合でも、在籍している月の保育料をお支払いしていただきます。	□
	18	保育料の年齢区分は年度当初の年齢を基準とするため、年度途中の変更はありません。	□
	19	保育料は両親の市民税額により決定しますが、場合によって両親以外の生計の中心者で決定します。	□
	20	保育料は納期限までに納入してください。保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか財産の差押などの滞納処分の対象となります。	□

上記の内容を確認し、同意します。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名（父）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名（母）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿